

令和2年5月21日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会長 大西 豊美



新型コロナウイルス感染症対応にかかる 救護施設からの緊急要望

日頃より本会事業の推進につきましてご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、全国で180施設を超える私たち救護施設は、障害や多重債務、DV被害、矯正施設出所などにより生活に関わる重大な課題を抱え、福祉的支援を必要とする人びとに対するセーフティネットの役割を担っています。また、地域生活が可能な入所者に対しては積極的に地域移行に向けた支援をすすめるとともに、地域の生活困窮者に対しても、これまで培ってきたノウハウを活かし、認定就労訓練事業や一時生活支援をはじめとした地域の公益に資する取り組みを展開しています。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い「緊急事態宣言」が全国に発令されている間も、救護施設では入所者の感染の防止に全力で取り組むとともに、入所者の生活の質の確保と維持、また真に支援が必要な対象者への支援などに全力で取り組んでまいりました。

一方で、緊急事態宣言の対象地域である都道府県にある救護施設はもとより、緊急事態宣言が解除された地域にある救護施設においても、未だ感染への不安、外出自粛等によるストレス等により、精神的に不安定に陥る入所者が見受けられます。

さらに、今後は長期化する経済情勢の悪化のもと、生活保護受給者、職や住まいを失った生活困窮者の急増が見込まれ、救護施設の担うべき役割はますます重要となるものと考えます。つきましては、これらの情勢をふまえ以下の要望事項について、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 救護施設機能の積極的な活用

今後、新型コロナウイルス感染症等の影響による経済情勢の悪化により、職や住まいを失う方がたが増加することが見込まれます。このうち福祉的支援を必要とする方については、確実に救護施設に措置されることが重要です。

また、増大する生活困窮等のニーズに対応するため、救護施設の一時保護の活用とあわせて、サテライト型施設(施設の機能を活用しつつ、小規模支援を展開するための拠点)を設置し、生活困窮者の居場所確保(住宅の借上げ)と相談支援機能(職員の人件費)の強化を図ることが重要であり、このための財政措置を講じてください。

2. 新型コロナウイルス感染症発生時の適切な医療支援体制の構築

救護施設において新型コロナウイルス感染症が発生した場合、医療機関や保健所、都道府県行政・福祉事務所等との連携のもと、クラスター化を回避するため、入院による医療支援や一時的な退避場所の確保など、その体制を構築してください。

また、今後、感染対策を継続していくうえで、個室の整備等とともに空気清浄機やオゾン発生器等の機器を導入することが必要であることから、早急に施設整備及び設備・機器を購入するための財政措置を講じてください。

3. 入所前のPCR検査実施等、施設内感染予防策の実施

救護施設への入所にあたっては、事前の健康状態の把握の徹底とPCR検査や抗原検査の実施等、自治体において十分な感染拡大予防策を講じてください。

4. 職員の過重負担に対する手当の支給などの財政措置

職員は、限られた人員体制のもと、感染防止対策や感染防止のための外出自粛等により平時に比べ心的負荷が大きくなっている利用者への支援等、相当な負担を強いられています。マスク等の衛生用品も不足するなか、集団感染への不安を抱えながら支援を実施している職員の労に報いるための手当の支給について支援策を講じてください。

令和2年5月21日

厚生労働省
社会・援護局長 谷内 繁 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会長 大西 豊美



新型コロナウイルス感染症対応にかかる 救護施設からの緊急要望

日頃より本会事業の推進につきましてご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、全国で180施設を超える私たち救護施設は、障害や多重債務、DV被害、矯正施設出所などにより生活に関わる重大な課題を抱え、福祉的支援を必要とする人びとに対するセーフティネットの役割を担っています。また、地域生活が可能な入所者に対しては積極的に地域移行に向けた支援をすすめるとともに、地域の生活困窮者に対しても、これまで培ってきたノウハウを活かし、認定就労訓練事業や一時生活支援をはじめとした地域の公益に資する取り組みを展開しています。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い「緊急事態宣言」が全国に発令されている間も、救護施設では入所者の感染の防止に全力で取り組むとともに、入所者の生活の質の確保と維持、また真に支援が必要な対象者への支援などに全力で取り組んでまいりました。

一方で、緊急事態宣言の対象地域である都道府県にある救護施設はもとより、緊急事態宣言が解除された地域にある救護施設においても、未だ感染への不安、外出自粛等によるストレス等により、精神的に不安定に陥る入所者が見受けられます。

さらに、今後は長期化する経済情勢の悪化のもと、生活保護受給者、職や住まいを失った生活困窮者の急増が見込まれ、救護施設の担うべき役割はますます重要となるものと考えます。つきましては、これらの情勢をふまえ以下の要望事項について、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 救護施設機能の積極的な活用

今後、新型コロナウイルス感染症等の影響による経済情勢の悪化により、職や住まいを失う方がたが増加することが見込まれます。このうち福祉的支援を必要とする方については、確実に救護施設に措置されることが重要です。

また、増大する生活困窮等のニーズに対応するため、救護施設の一時保護の活用とあわせて、サテライト型施設(施設の機能を活用しつつ、小規模支援を展開するための拠点)を設置し、生活困窮者の居場所確保(住宅の借上げ)と相談支援機能(職員の人件費)の強化を図ることが重要であり、このための財政措置を講じてください。

2. 新型コロナウイルス感染症発生時の適切な医療支援体制の構築

救護施設において新型コロナウイルス感染症が発生した場合、医療機関や保健所、都道府県行政・福祉事務所等との連携のもと、クラスター化を回避するため、入院による医療支援や一時的な退避場所の確保など、その体制を構築してください。

また、今後、感染対策を継続していくうえで、個室の整備等とともに空気清浄機やオゾン発生器等の機器を導入することが必要であることから、早急に施設整備及び設備・機器を購入するための財政措置を講じてください。

3. 入所前のPCR検査実施等、施設内感染予防策の実施

救護施設への入所にあたっては、事前の健康状態の把握の徹底とPCR検査や抗原検査の実施等、自治体において十分な感染拡大予防策を講じてください。

4. 職員の過重負担に対する手当の支給などの財政措置

職員は、限られた人員体制のもと、感染防止対策や感染防止のための外出自粛等により平時に比べ心的負荷が大きくなっている利用者への支援等、相当な負担を強いられています。マスク等の衛生用品も不足するなか、集団感染への不安を抱えながら支援を実施している職員の労に報いるための手当の支給について支援策を講じてください。